



(組合員の購読料は
組合費に含まれます)

港区新橋5-15-5
交通ビル
国労東日本本部
発行責任者 菊池忠志
編集責任者 樋口孝重

No. 781 定価
20円

2016年
8月5日

2016年労働条件に
関する要求(素案)
職場討議資料

QRコードから
でも閲覧できます
<http://www.e-nru.com/>

「労働条件に関する協約」改訂に向けた取り組みについて 要求を一人ひとりが共有し、 職場からの創意工夫した取り組みで組織拡大につなげよう!

国労東日本本部は、「労働条件に関する協約」改訂の取り組みを、通年闘争と位置づけ、労働条件改善に向けて取り組んできました。

前年度の交渉は、第1回交渉を2月25日に「乗務員勤務制度に関する要求」、第2回交渉を3月8日に「手当に関する要求」、第3回交渉を5月10日に「基本要要求・制度に関する要求」を行い、さらに「付帯する要求」として申し入れていた「女性部要求」を6月10日に行ってきました。

また、国労運動の継承・発展に重要な「青年部要求」については7月1日に申し入れを行いました。闘いの柱は基本要要求にもある通り、一つには、一括和解の趣旨、具体的諸課題の是正・改善、健全かつ正常な労使関係の持続的発展。二つには、複数労組の存在を認め、公平・公正な人事労務管理を支社・職場末端まで周知・徹底させることであり、長期にわたる支社越えの転勤やクロス配転など、和解時における懸案事項の解消です。

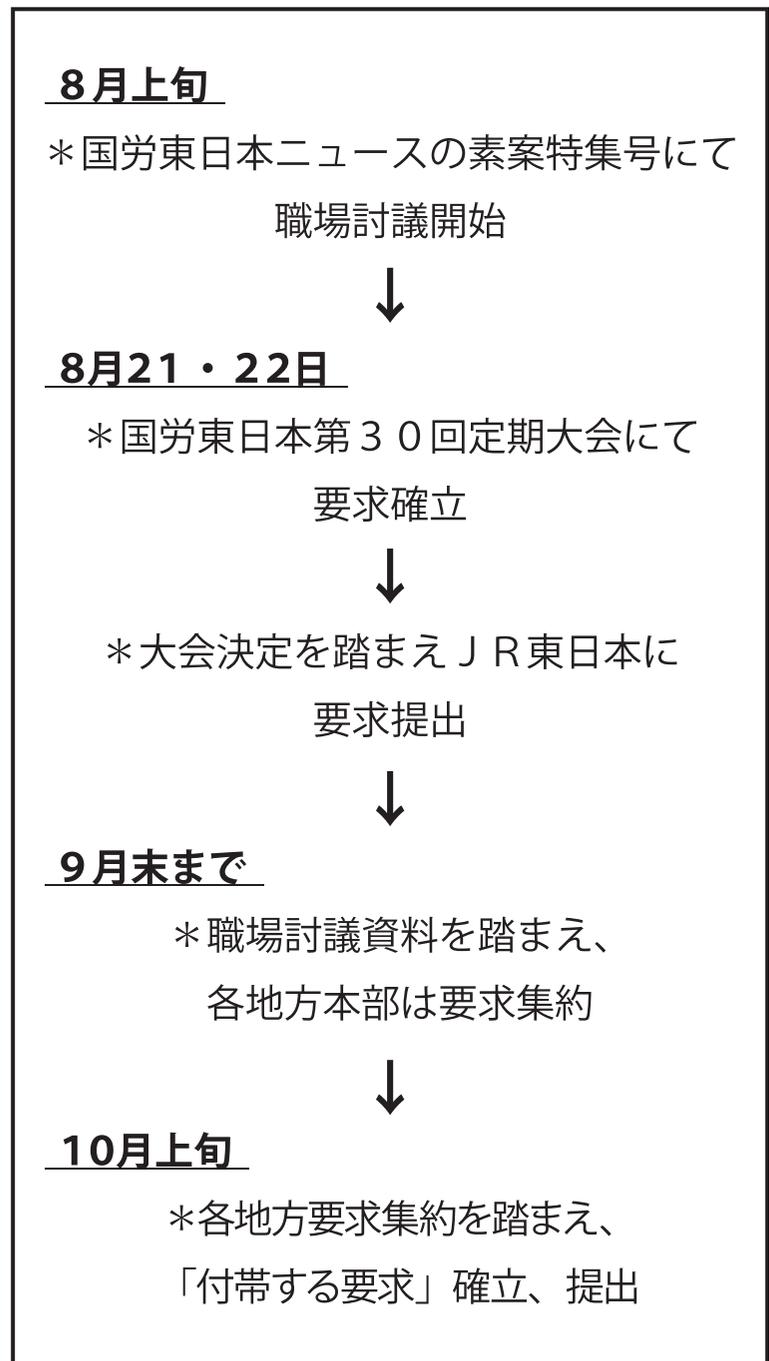
国労東日本本部として交渉に全力を挙げることはもちろんですが、要求前進に向けた取り組みは、本部・本社間の交渉のみでは前進しません。日常職場における労働条件改善をめざす取り組みがあつてこそ、運動の前進がはかれることから、組合員一人ひとりが要求を共有化し、職場全体のものとした取り組みを強化し、実践することにあります。

人事・賃金制度が見直され、その背景には労働組合不要論も内包されるなか、職場実態にこだわり、点検・調査、学習など労働組合としての立場を鮮明にし、交渉力を高めていくことも重要です。

これまでの闘いの総括の上に立つて、今号は、職場討議資料として「労働条件改善要求(素案)」を掲載しました。この素案に基づき職場討議を行い、第30回国労東日本本部定期大会において改訂に向けた要求を確立することとします。

同時に、左図にある通り、「付帯する要求」の確立に向けた要求集約を行うこととしましたので、職場・分会からの討論を強めましょう!

2016年度「労働条件に関する協約」改訂要求確立及び付帯する要求確立に向けた取り組みについて



2016年度労働条件に関する要求 (素案)

《基本的要求》

1. 2006年11月の包括的一括和解の趣旨に基づき、具体的諸課題の是正・改善を図ることはもとより、健全かつ正常な労使関係を構築すること。
2. 会社は和解の趣旨をふまえ、複数労働組合が存在することを認め、公平・公正な人事・労務管理に徹すること。また、そのことについて支社および職場末端まで周知徹底をその責任において図るよう。
3. この協約の有効期間は一年とすること。

《具体的要求》

制度に関する要求

1. 任用の基準については、基本要求に沿って労使協議の事項とし、公正・厳格な運用を徹底すること。
2. 休職制度については、社会環境、社会情勢の変化と本人の生活設計も踏まえ厳格に取り扱うこと。
3. 60歳定年制を見直し、65歳に達した場合とすること。ただし、60歳以降については、どの時点において退職しても定年退職と見なすこと。
4. 第二基本給を廃止すること。
5. 55歳以上の社員に対しての定期昇給制度を確立すること。
6. 業務上災害にかかわる休業については、解雇期間の制限を定めず、雇用を継続すること。
7. 職制の職務内容、職制の改廃は労使協議の事項とし、別表に定める「その他上長の指示する業務」は削除すること。
8. 各勤務種別の細部の取り扱い基準についても、団体交渉において定めること。

(1) 変形労働時間の特定

労基法32条2の変形労働時間制を適用する場合は、「特定」の趣旨を尊重すること。また、適用基準については団体交渉において定めること。

(2) 勤務の予定・確定

確定後の勤務は業務上の都合によって任意に変更しないこと。

(3) 休日等

①協約第66条3の規定に基づく「一旦指定した勤務及び休日等の取扱いに関する協定」については、労基法第32条2の趣旨を踏まえて見直すこと。また、前月25日に翌月の勤務指定表が発表されて以降の勤務変更は、原則時間外労働として取り扱うこと。

- ② 労基法32条2を適用する場合の公休日は一週一日の割合で付与すること。
- ③ 公休日については原則変更しないこと。ただし、やむを得ず変更する場合はその基準について明らかにすること。
- ④ 国民の祝日に勤務する者については、代休を付与するとともに手当を支払うこと。

⑤ 協約第61条に規定する特定4週間を跨ぎ出向発令する場合は、当該期間内に公休日が4日指定できるように出向先会社と調整すること。

9. 年間所定労働時間を1800時間に短縮すること。
10. 現行の「標準人員」を「必要人員」と改め、各職場における「必要人員」を下回ることのない要員配置を行うよう各支社及び各職場に周知徹底、指導を行うこと。
11. 職場における各種研修等への参加に伴う「危険日(仮称) 3日間」を設け、非稼動日数に加算し予備要員を配置すること。
12. 「出張」については、現行みなし労働時間を改め、「出張」に伴う往復の時間も労働時間として取り扱うこと。
13. モニター制度を拡大し、改善をはかること。また、職務乗車証の乗車範囲を在来線自由席まで拡充すること。
14. ハラスメントの未然防止策について具体的な考え方を明らかにすること。
15. 半休制度の使用制限をやめること。また、時間単位の年次有給休暇制度を新設すること。
16. 健康診断の受診に要する時間はすべて労働時間とすること。
17. 保存休暇については、出向休職後も使用できるよう、関係規則を改定すること。
18. 忌引休暇については、出向休職後も使用できるよう、関係規則を改定すること。
19. 安全衛生委員会については、法令に則り、事業所ごとに月1回の開催を徹底すること。また、協議内容の周知を徹底すること。

乗務員勤務に関する要求

1. 乗務員勤務は労基法32条2の扱いとすること。
2. 労働時間について

(1) 始業時刻から終業時刻までの労働時間から休憩時間を除いた時間を労働時間とすること。

(2) 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置を順守し、乗務員勤務制度の学習・教育を定例訓練で実施すること。

3. 在宅休養時間の確保について

- (1) 日勤勤務は勤務終了から勤務開始まで15時間以上、2暦日勤務は21時間以上とすること。
- (2) 2暦日にわたる勤務の出勤時刻は12時以降とし、退勤時刻は12時以前とすること。また、起床後の労働時間は5時間を超えないこと。
- (3) 休日の前後の出・退勤時間については、8時30分前の出勤及び18時を過ぎる退勤は禁止する(以下「第110条(4)の「ただし…」」以下は削除すること)。

4. 1勤務の制限について

- (1) 拘束時間は、日勤行路7時間・泊行路20時間を限度とすること。
- (2) 勤務1日目の時間外労働が翌日にわたり5時間を超えた場合は、2日目の勤務については非番とし、他の乗務員を手配すること。
- (3) 現行「2夜連続」の行路は廃止すること。

5. 行先地の時間(食事・仮眠時間)について

- (1) 朝食時間は、6時30分以前の出勤と、10時以降に終了する行路は、9時以前に実時間40分を確保する事。
- (2) 昼食時間は、12時以降の出勤と13時以前に終了する行路を除き、11時から14時までの間に実時間50分を確保する事。
- (3) 夕食時間は18時以降の出勤と、19時以前に終了する行路を除き、17時以降20時30分までの間に実時間50分を確保する事。

(4) 仮眠時間は、実枕6時間以上を確保すること。

6. 乗務時間(距離)の制限について

- (1) 一乗務時間は2時間を限度とすること。ただし、トイレを装備していない列車は70分を限度とすること。
- (2) 一乗務は130kmを限度とすること。
- (3) 連続した乗務時間が60分を超える場合は、行先地の時間を15分以上確保すること。
- (4) 行先地時間が20分までは、乗務時間にすること。

7. 設備改善に関して

- (1) 乗務員が食事することができる場所を確保すること。
- (2) 乗務員の寝室は、個室化を図ること。
- (3) 各駅・ホーム上での社員専用トイレを完備すること。
- (4) 女性乗務員の設備拡大をただちに行うこと。

8. 手当について

- (1) 第303条並びに第329条における端数処理については、すべて切り上げること。
- (2) 第313条は、乗務員手当と深夜早朝勤務手当及

び超過勤務手当との併給を行うこと。

- (3) 乗務における「車種別数、線区別数、稠密線区」ごとの手当を新設すること。
- (4) 車掌が構内入換業務を行なった場合の手当を新設すること。

9. 新幹線勤務は一般線区から切り離し単独の乗務員勤務制度を設けること。

手当に関する要求

1. 都市手当について

(1) 市町村合併等により行政区分の変更等があった場合は、新たな区分によること。

2. 扶養手当について

(1) 扶養手当を増額すること。

3. 寒冷地手当

(1) 物価等の経済状況に見合った支給額に見直すとともに、そのおかれている状況(灯油の注文期間等)を勘案し、8月1日現在の在勤者に対し、当月の賃金支給日に支払うこと。

(2) 扶養者の消失等による寒冷地手当の減額を止めること。

(3) エルダー社員に対しても支給すること。

4. 復旧警備作業、普通自動車運転に対する手当を新設すること。

5. 多客輸送期間であるゴールデンウィーク・盆・年末年始については、新たな手当を新設すること。

6. その他諸手当の改善について

(1) 通勤手当
通勤手当は全額会社負担とすること。また、駐車料金補助金制度を新設すること。

(2) 職務手当

① 操車業務、誘導業務、踏切業務および信号業務などに従事する社員全員を対象に、職務手当を支給すること。

② 駅等に勤務する者のうち、「前ア以外の者で、特に指定された者」に、改札業務、出札業務等に従事する者を加えること。

③ 一人勤務駅の勤務者に対し、「駅務駅長手当」を新設すること。

④ 線路閉鎖責任者・保守用車責任者・作業責任者に対し、職務手当を新設すること。

(3) 技能手当等

① 技能手当を増額すること。

② 特殊溶接作業勤務手当の支給範囲(賃金規程別表19)の「アルミ溶接・ステンレス溶接の資格従事者を加えること。

③ 賃金規定別表19の「資格別点数表」の「資格」

を見直すこと。

- ④賃金規定別表19の「資格別点数表」に記載されている「点数」について、現行「0.5点」を「1.0点」に改めること。

(4)特殊勤務手当

- ①この間廃止された下記の特種勤務手当を復活すること。

- i 工場等特殊作業手当
- ii 高所各作業手当
- iii 汚物処理等作業手当

- ②設備関係社員が自動車運転業務に従事した場合（輸送障害発生時における自動車運転業務を含む）、「業務用自動車運転手当」を新設すること。

③夜間看護手当

- i 深夜帯が3時間未満、現行「3,900円」を4,400円に改めること。
- ii 深夜帯が3時間以上、現行「4,300円」を4,800円に改めること。
- iii 深夜帯を全て含む、現行「4,500円」を5,000円に改めること。

④乗務員手当

- i 車掌が構内入換業務を行なった場合、1回につき1000円を支給すること。
- ii 第313条の条文は削除すること。
- iii 第303条並びに第329条における端数処理については、すべて切り上げること。
- ⑤深夜早朝勤務手当については、支給額を増額すること。
- ⑥原発事故に関連する「危険手当」を増額すること。

- i 手当基準は、最低でも除染作業に伴う手当に準じた内容とすること。

(5)割増賃金

- ① B単価（時間外労働）、現行130/100を140/100に改めること。
- ② C単価（深夜労働）、現行35/100を50/100に改めること。
- ③ D単価（休日労働）、現行135/100を150/100に改めること。
- (6)夜勤手当の支給については、A単価とすること。
- (7)日直・宿直手当
 - ①「その他社員」現行「5,600円」を6,000円に改めること。

(8)緊急呼出手当

- ①「(1)深夜帯」、現行「4,500円」を5,000円に改めること。
- ②「(2)その他」、現行「2,500円」を3,500円に改めること。

00円に改めること。

(9)別居手当

- ①協約第354条(1)前条第1項第3号アの場合、現行「月額30,000円」を35,000円に改めること。

- ②協約第354条(2)前条第1項第3号イの場合、現行「月額20,000円」を30,000円に改めること。

(10)寒冷地手当

現行の「寒冷地手当定額表（別表第21）」を、以下の通り改めること。

	世帯態様	現行	改善要求額
1級地	世帯主	105,000円	157,000円
	準世帯主	63,000円	94,500円
	その他	42,000円	63,000円
2級地	世帯主	75,900円	113,850円
	準世帯主	45,600円	68,400円
	その他	30,300円	45,400円
3級地	世帯主	48,900円	73,350円
	準世帯主	29,300円	43,950円
	その他	19,600円	29,400円
4級地	世帯主	34,100円	51,150円
	準世帯主	20,500円	30,750円
	その他	13,600円	20,400円
5級地	世帯主	19,800円	29,700円
	準世帯主	11,900円	17,850円
	その他	7,900円	11,850円

(11)支社またがりの出向者に対し、エリア異動に伴う賃金の特別措置に準じた手当を新設すること。

- 7. 退職手当の算定基礎給については「退職の日における基本給」とすること。

- 8. 職務旅費における「条例用務旅行の旅費」については、以下の通り改善すること。

- (1)近距離、現行「350円」を500円に改めること。
- (2)遠距離、現行「700円」を1,000円に改めること。

9. 通勤旅費については、以下の通り改善すること。

- (1)所管内、現行「350円」を500円に改めること。
- (2)所管外、現行「550円」を800円に改めること。

以上